

トラブルを抱え、お悩みの方へ  
図書館で情報収集してみませんか？

# ～ セクシュアルハラスメント ～

令和2年3月改訂

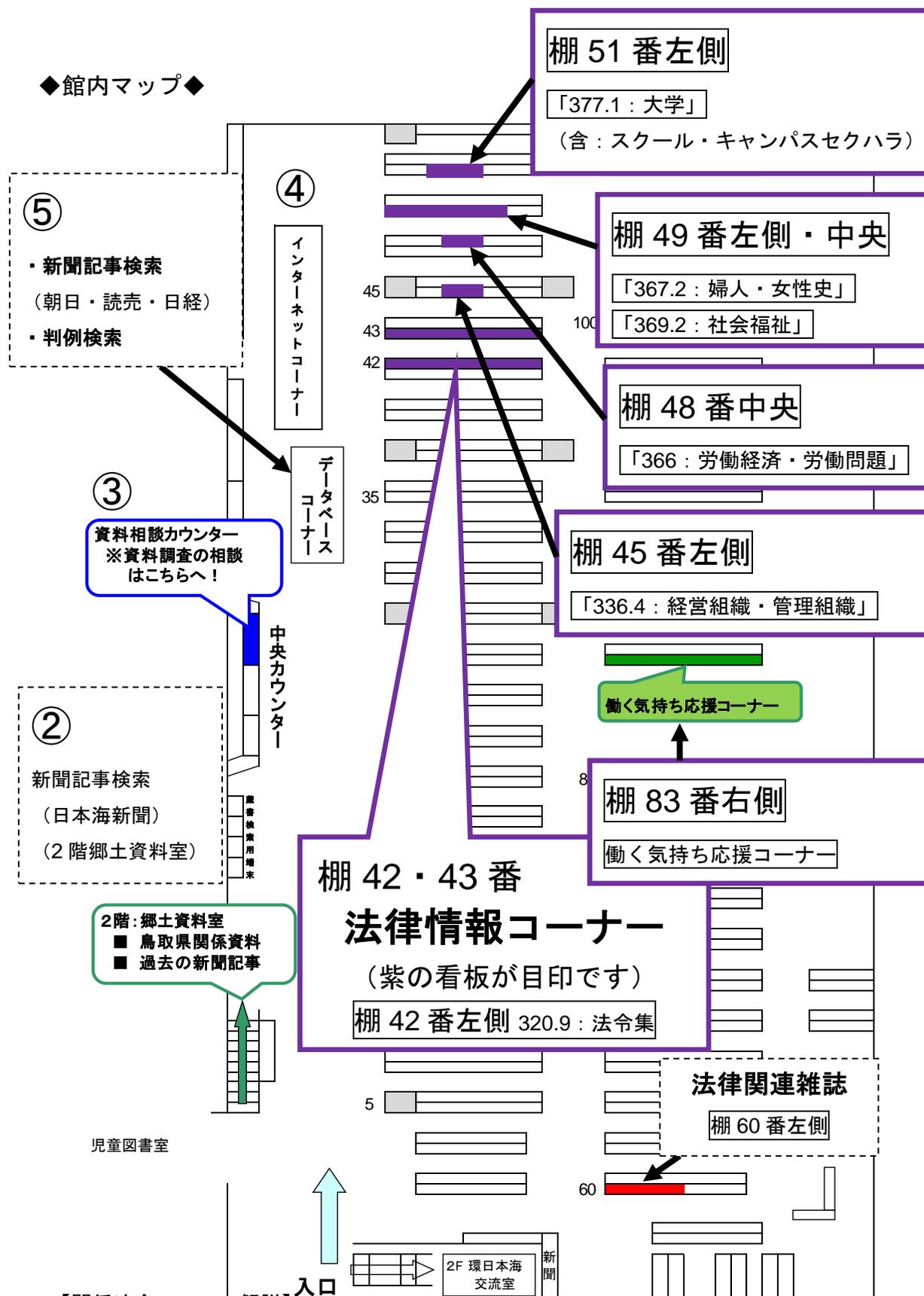
【関連図書】 棚45番、48番、49番、51番 ※マップ参照

書名	著者	出版社	出版年
入門図解職場のハラスメント〈セクハラ・パワハラ・マタハラ〉の法律と対策	千葉 博／監修	三修社	2019.12
背ラベル：336.4/ニウ/一般			
Q&Aハラスメントをめぐる諸問題 セクハラ・パワハラ・マタハラ・アカハラ・モラハラ	山梨県弁護士会 ／編集	ぎょうせい	2019.9
背ラベル：336.4/ニウ/一般			
職場のハラスメント	中井 智子／著	労務行政	2018.6
背ラベル：367.2/カイ/一般			
予防・解決職場のパワハラセクハラメンタルヘルス	水谷 英夫／著	日本加除出版	2018.6
背ラベル：336.4/ミタ/一般			
キャンパスハラスメント対策 ハンドブック	飛翔法律事務所／編	経済産業調査会	2018.3
背ラベル：377.1/キヤ/一般			
Q&A発達障害・うつ・ハラスメントの 労務対応 第2版	布施 直春／著	中央経済社	2020.1
背ラベル：336.4/セ/一般			
非正規社員をめぐるトラブル相談 ハンドブック	非正規社員問題研究会／編	新日本法規出版	2015.6
背ラベル：336.4/ヒセイ/一般			
高齢者の在宅・施設介護における 性的トラブル対応法	鈴木俊夫／著	黎明書房	2015.4
背ラベル：369.26/スキ/一般			

※ここで紹介している資料は一例です。書架にはこの他にも多数の資料があります。  
職員に遠慮なくお尋ねください。詳しくは裏側の“館内マップ”をご覧ください。

問合せ先：鳥取県立図書館 〒680-0017 鳥取市尚徳町101  
電話：0857-26-8155 FAX：0857-22-2996  
E-mail：toshokan@pref.tottori.lg.jp

## ◆館内マップ◆



### 【関係法令

- ・民法 709条 不法行為責任 (加害者) 不法行為による損害賠償
- ・民法 715条 使用者責任 (経営者) 使用者等の責任
- ・男女雇用機会均等法 11条 職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置

【法律関連雑誌】 棚 60 番 ※マップ参照

タイトル	出版社	内容
ほうてらす	日本司法支援センター	日常の身近な法律問題について解説
判例時報	判例時報社	法曹関係者を対象とした判例誌
ジュリスト	有斐閣	様々な法律関係者を対象とした実用法律雑誌
法学セミナー	日本評論社	各種資格試験をめざす人を対象としたセミナー誌
判例タイムズ	判例タイムズ社	法学の研究論文、判例の速報や解説を掲載

【県内 相談機関】

○鳥取県労働委員会（労使ネットとっとり）

〒680-8570 鳥取市東町1丁目271  
（県庁第二庁舎7階）

電話：0120-77-6010

※鳥取県労働委員会ホームページ

<http://www.pref.tottori.lg.jp/roui/>

○鳥取労働局 雇用環境・均等室

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9

電話：0857-29-1709

○鳥取県男女共同参画センターよりん彩相談室

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/244706.htm#itemid244706>

◆センター相談室

倉吉市駄経寺町212-5（倉吉未来中心内）

電話：0858-23-3939

◆東部相談室

鳥取市東町1丁目271（県庁第2庁舎1階）

電話：0857-26-7887

◆西部相談室

米子市末広町294

（米子コンベンションセンター4階）

電話：0859-33-3955

○鳥取県教育委員会

◆セクシャル・ハラスメント相談窓口

〒680-8570 鳥取市東町1丁目271

・教職員用（セクハラ相談専用）：

0857-22-8815

・児童・生徒及び保護者用：

0857-26-7540（高等学校課）

0857-26-7810（特別支援教育課）

0857-26-7930（小中学校課）

◆教職員によるハラスメント相談窓口

対象：教職員が職務上接する教職員以外の者  
（児童・生徒・代弁者としての保護者を除く）

0857-26-7579（教育総務課教育行政監察担当）

○キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国

ネットワーク ホームページ：<http://cshnet.jp/>

○人権に関する相談窓口

◆県庁人権局 人権・同和対策課

（県庁本庁舎5階）

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

電話：0857-26-7677（相談専用ダイヤル）

◆中部総合事務所地域振興局（1階）

〒682-0802 倉吉市東巖城町2

電話：0858-23-3270（相談専用ダイヤル）

◆西部総合事務所地域振興局（1階）

〒683-0054 米子市糞町1丁目160

電話：0859-31-9649（相談専用ダイヤル）

※面接相談は予約制です。

※E-mail での相談

[jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp](mailto:jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp)

【過去の新聞から関連情報を探す】

データベースで過去の新聞記事を探することができます。（コピー可、1枚10円）

2階郷土資料室：日本海新聞（マップ番号②）

1階データベースコーナー：朝日新聞、読売新聞、日本経済新聞（マップ番号⑤）

【判例を探す】 マップ番号⑤

データベースで判例（裁判の判決例）を探することができます。

（キーワードや関連法令から検索できます）

【資料相談カウンター】 マップ番号③

お探しの情報が見つからないときは、資料相談カウンターへお越しください。

図書館職員が本・雑誌・新聞・インターネット等を利用して情報をお探しします。

また、県内相談機関の紹介等も行っています。お気軽にご相談ください。

秘密は厳守します。